

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度真岡市一般会計補正予算（第 1 号）を、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 17 日

真岡市長 石 坂 真 一

記

令和 7 年度真岡市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 045 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38, 861, 045 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

款					項				
15 国 庫 支 出 金									
					2 国 庫 補 助 金				
歳 入					合 計				

(単位：千円)

[illegible]

1 総括
歳入

[illegible]

2 歳 入

15 国庫支出金
(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	5,826,986	1,045	5,828,031
	2	国庫補助金	834,540	1,045	835,585
		1 総務費国庫補助金	247,043	1,045	248,088

節		説明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	1,045	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,045

3 歳 出

3 民生費
(単位：千円)

[illegible]

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	1,045	物価高騰重点支援不足額給付金支給事業費 1,045